

## 名古屋女子大学 公的研究費の物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

平成19年10月26日制定

### 第1条（趣旨）

この要領は、名古屋女子大学および名古屋女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の物品の購入及び製造、役務その他の契約に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

### 第2条（定義）

この要領において、「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要領において、「業者」とは、本学における一般競争参加者の資格を有する者その他の者をいう。

3 この要領において、「経理責任者」とは、「越原学園 経理規程」第5条に規定する者をいう。

### 第3条（取引停止事由の報告）

契約事務の分掌者は、当該予算単位における購入等契約に係る業者が、本学との購入契約等契約において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、速やかに経理責任者に報告しなければならない。

- (1) 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 不当な取引制限により公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本学に不利益を与え、又は社会的信用を損なう行為を行った場合

### 第4条（取引停止の措置）

経理責任者は、前条第1号又は第2号の報告その他により、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当し取引停止を行うことが適当であると認める場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 経理責任者は、前条第3号の報告その他により、業者が本学に不利益を与え、又は社会的な信用を損なう行為を行ったことにより取引停止を行うことが適当であると認める場合は、情状に応じて期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

3 経理責任者は、前2項の規定により取引停止の措置を講じた場合は、当該措置内容について、速やかに当該業者及び契約事務の分掌者に通知するものとする。

#### 第5条（取引停止に係る特例）

業者が同一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 4 経理責任者は、取引期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 5 第4条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 経理責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

#### 第6条（指名等の取消し）

経理責任者及び契約事務の分掌者は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

#### 第7条（取引停止期間中の下請等）

経理責任者は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

#### 第8条（警告又は注意の喚起）

経理責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

#### 第9条（要領の改廃）

この要領の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

#### 第10条（実施）

この要領は、平成19年10月26日から実施する。

## 別表

## 取引停止の措置基準

措置要件	期間
(過失による粗雑な契約履行)	取引停止を決定した日から
1 本学発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。	1 月以上 6 月以内
(贈賄)	
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4 月以上 1 2 月以内
ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3 月以上 9 月以内
ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	2 月以上 6 月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学以外の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
イ 代表役員等	3 月以上 9 月以内
ロ 一般役員等	1 月以上 6 月以内
ハ 使用人	1 月以上 3 月以内
(独占禁止法違反)	
4 本学との契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 月以上 9 月以内
5 本学以外との契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	3 月以上 1 2 月以内

<p>6 代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>2月以上12月以内</p>
<p>7 本学との契約に関し、納品の事実を偽ったと認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
<p>8 本学との契約に関し、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき。</p>	<p>1月以上6月以内</p>
<p>9 前2号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(その他)</p>	<p>1月以上9月以内</p>
<p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>